

# 3

## 風水害対応の留意点

風水害は地震とは異なり気象情報に注意を払うことにより、ある程度事前の対応が可能である。天候の崩れが予想される時は、①気象台のホームページ等から積極的に情報収集を行う、②必要に応じて教育委員会へ確認を行う、③収集した情報を基に校内で話し合いを行う、④近隣学校との協議を行うなどして校内の対応体制（**基本的な対応は、地震に準じて行う**）を構築する。

### （1）児童生徒の安全確保

- ① 急な大雨の際は、すぐに川などの水辺から離れる。地下室や地下街には進入しない。土砂災害警戒情報に注意する。
- ② 雷鳴が聞こえたら、建物の中や自動車へ避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- ③ 竜巻の際は、頑丈な建物に避難する（車庫や物置、プレハブには避難しない）。屋内では、窓、カーテンを閉め、窓から離れる。頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ④ 仙台市土砂災害ハザードマップで、土砂災害の危険のある場所を予め確認しておき、大雨の際などは、危険な区域外に直ちに避難する。
- ⑤ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、始業時刻や終業時刻の繰り下げや繰り上げを行う。
- ⑥ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時**休業**にする。
- ⑦ 学校行事を予定している場合は、児童生徒の安全確保を第一に考え、適切に対応する。

### （2）教職員の参集

- 【警戒配備】（3名：校長、教頭、主幹教諭）
    - ・大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき
    - ・仙台市東部又は西部に土砂災害警戒情報が発表されたとき、当該地域に立地する学校
  - 【非常1号配備】（11名：校長、教頭、主幹教諭、学年主任、防災主任）
    - ・市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
    - ・**上記特別警報が発表されていない場合**にあって、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
  - 【非常2号配備】（20名：校長、教頭、主幹教諭、学年主任、防災主任、研究主任、安全主任、生徒指導主任、事務、栄養士、技師）
    - ・大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき
  - 【非常3号配備】（30名、全教職員）
    - ・市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき
- 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに学校に参集する

### （3）避難所の開設準備

土砂災害及び洪水等発生の危険度が高まった地域に避難準備・**高齢者避難開始**情報が発令され、区役所から避難所開設準備の連絡があった場合は、「避難所開設・運営の支援マニュアル」